

産業建設常任委員会 所管事項調査報告書

1 実施年月日

平成28年5月17日（火）～18日（水）

2 調査場所及び調査項目

石川県金沢市

沿道景観形成条例について

長野県飯山市

日本版 DMO について

3 参加者

委員長 相馬 欣行

副委員長 大山 学

委員 米谷 政久、中山 真由美、安藤 玄一、小沼 富夫、国島 正富

同行

飯田 裕一（都市部都市総務課長）、大町 徹（経済環境部商工観光振興課長）

4 視察目的

委員会のまちづくり検討会のテーマを「広域幹線道路を活用したまちづくり」とし、土地利用についてアプローチしています。今回の所管事項調査では、インターチェンジから観光地や市街地までのアクセス道路の景観条例についての調査致します。

また、今年4月に日本遺産に認定されるなど、観光振興策の充実にむけ順調に環境整備を進めていますが、その成果が確実に実感できるようにするため、新たな仕掛けを模索するため日本版 DMO の先進市を視察します。

5 視察の概要 17日（火）石川県金沢市

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し、人口46万6千人、面積468.64 km²。石川県の県庁所在地。1996年4月1日、中核市に指定された。

江戸時代には、102万5千石の石高を領した加賀藩（「加賀百万石」）の城下町として栄え、人口規模では江戸・大阪・京の三都に次ぐ、名古屋と並ぶ大都市であった。第二次世界大戦の戦禍を逃れ、市街地に歴史的風情が今なお残っている。

長年の都市文化に裏打ちされた数々の伝統工芸、日本三名園の一つとして知られる兼六園、加賀藩の藩祖・前田利家の金沢入城に因んだ百万石まつり、さらに庶民文化（加賀宝生や郷土料理の治部煮等）などにより、観光都市として知られる。

1) 金沢市における景観施策

魅力ある美しい沿道景観の形成について

① 金沢市の景観の背景

② 地形 3つの台地・丘陵 2つの清流

気候 多雨・多雪 四季がはっきりしている

③ まちづくりの歴史

金沢城を中心とした城下町 1583年 前田利家入城から変化
武家屋敷 寺院の活用

④ 景観政策の取り組み

昭和39年 長町武家屋敷群区域内の土塀・門等の修復・新設事業制度創設

昭和43年 金沢市伝統環境保存条例制定（旧条例）

背景 古都保存法が制定（対象は奈良、京都、鎌倉）

昭和47年 旅館さいとう 外観がけばけばしいと投稿

→外観色の変更を申し入れ

平成元年 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例

「保存と開発の調和」 区域の指定、景観形成基準

平成21年 金沢市の美しい景観のまちづくりに関する条例

○景観法に基づく部分 ○金沢市独自の部分

⑤ 景観形成区域内における景観形成方針 94地区

⑥ 金沢市景観審議会

⑦ 金沢市こまちなみ保存条例 保存区域9区域

⑧ 金沢市用水保全条例 用水数55本 総延長150km

内保存用水 21本 63km

⑨ 斜面緑地保全条例 6区域

⑩ 眺望景観の保全

⑪ 金沢市における夜間景観の形成に関する条例

目的：恵まれた自然、歴史的なまちなみ、新たな都市空間など地域特性に応じた良好な夜
景観の形成を図り、個性と魅力を磨き高める

⑫ 重要伝統的建造物群保存地区

主計町 0.6ha 東山ひがし 1.8ha 仰辰山麓 22.1ha 寺町台 22ha

⑬ 沿道景観形成条例 平成17年制定

目的：市民が親しみ、誇ることができる沿道景観の保全及び創出を図り、地域の魅力向上と
人々の交流の促進。

背景：幹線道路沿線の大半が景観関連条例の対象区域外。良好な沿道景観の維持改善が急務。

平成17年 基本計画の策定

平成19年 基準案の具体的な検証

平成20年 事業者、住民への周知 沿道景観形成基準

道路・道路付属物、屋外広告物、建築物・工作物、土地の形質、緑地

2) 質疑内容

Q 華麗な街並みをつくるのに、住民・業者に対して説明を回数・年数などどのくらいしたのか？

A 昭和43年制定の伝統環境保存条例から始まっているので、県外の開発業者は、金沢は景観に
うるさいと理解している。もともと住んでいる人は調和している。コンビニなどの看板や外装
のデザインを交渉させてもらっている。

Q 市民は理解しているのか？

A 理解している。

Q 景観に厳しいことで企業誘致の弊害はないのか？

A 景観にうるさくて企業誘致をやめたというのではない。むしろ、北陸新幹線開通後、マンションやホテルの話が増えている。ホテルが足りない位。東京の業者は、色も京都より厳しいと言っていた。全国一律の物をつくるのが問題なので、その時は、景観審議会に設計者も呼んで10人位で真剣に議論すると業者も理解してくれる。有識者で指導してもらおう。行政だけでは、なかなかできない。偏ってしまう。

Q 屋外広告物撤去に90%補助率は分かるが、ランニングの収入について助成しているのか？

A 屋外広告物条例があり、今年の9月まで是正期間、それを超えると違法になるので、今がピーク時期、駆け込みで300~400件不適格があり対応している。

Q 罰則があるのか？

A ある。強制代執行までできるがやるつもりはない。罰則があるので、業者もやるかとなる。儲けより撤去をやるかとなる。例えば、ここから見える三菱電機の看板も物凄い収入がある。

Q 三菱のビルではない？

A ない。

Q それじゃあ、外したくない。一問一答で、形成区域の区間は協議会で分けているのか？

A 基準・区域までは、有識者が決めている。維持は、地元連合会長と分けている。地元協議会は、年間30万円かけて総会など行っている。

Q 区間の距離が長くないのに4区間になっているのは、自治会が背景にあるのか、特色なのか？

A 景観の特色。それぞれに方針があって、伝統・街並みの連続性で区間の特性で分けている。

Q 東インター大通り・西インター大通り・諸江通りの基準は同じなのか？

A 大きく基本として、地域の方針に分けている。基準にすると細かくなってしまうため。

Q 景観を保つのに、事業者・協力団体への助成金はあるか。あれば年間総額の予算の上限は定めているのか。その度になっているのか？

A この為の予算は、それ程なく、今は屋外広告物是正期間なので1千万円確保しているが、通常年間200~300万円程度。

Q 国県の景観条例との連携で補助はあるか？

A 沿道景観については市単独。景観の集計事業で国が1/2のまちづくり建物の基準に対して補助はあり活用している。

Q 私権をある程度、阻害するので住民・企業に対して、そこが一番大変だと思うがどんな問題があったのか。どう乗り越えたのか？

A 区域に学校区が4~5あり、連合会長も4~5人いるので、地域の特色をよく検討して条例から2~3年位、成果ごとに丁寧に説明するので、かなり時間がかかる。十分な時間が必要。

Q 総論は賛成だが、細かい部分になるといろんな意見が出るのではないか？

A 地元の人には厳しい基準ではなく、外部から来た人にとっての課題。いまだに聞いてくれない業者もいる。粘り強く説得していくしかない。100%は無理。

Q 一般の住宅駐車場にまちや風の覆いをつける場合の頼み方は？

A 駐車場を直す際に「周辺の見え方に気をつけてください」と言うしかない。これは終わりが無い。ずっとやっていくこと。半世紀経って成果が出てきた。

Q 沿道40mの理由は？色の基準は形状的に決める所が多いが、なぜ形式的にしているのか。屋

外広告物条例の関係性をどうしていったのか？

A 道路と民地の関係で沿道 40m、宅地は 15m。店舗を意識している。色を形成的にしてチェックシートは設けないようにして1件1件、物を見て素材・凹凸などで色の見え方を見ている。市全体として屋外広告物は禁止。それに沿道を上乘せして、より厳しくしている。その分、撤去の補助を多くしている。

Q 景観について、どこに成果を見出すのか。市として大金をはたいて、結果をどう見ているのか？

A 金沢の景観は公共財。調和しないのは、価値を脅かすもの。公共的財産を守っている。景観が良くなって、街が美しくなったことで人が見に来る。昭和 43 年から観光のためにやっていることではないと理解している。今でも、そう思っている。

Q 審議会は年何回か行っているが、案件があつてか、定期的なのか？

A 審議会は案件があつて年 1・2 回行っている。建物の案件が多い。

3) 学ぶべき点・活かしていきたい視点

本市を含め通常の景観条例は 1 本の条例で全てを網羅する内容ですが、金沢市の場合、沿道や地域、斜面、用水、眺望、夜間景観といった、守るべきものに対し個別に条例を設定し、基準を設けて景観の維持向上を図っています。

また、実行組織体制の充実や予算も十分に確保されており、観光のためでなく、まさに「景観は公共財産」と言わしめる内容となっています。

本市としても、平成 30 年には、新東名高速道路・国道 246 号バイパスのインターが開業致しますから、それまでには伊勢原市の第二の玄関口としてふさわしい街づくりを進めるため、地域・沿道限定の条例制定を含め検討を進めて参ります。

4) 所感

・北陸新幹線開通により注目を集めている金沢市であり、新幹線を一過性のものにしないように、魅力ある美しい沿道景観の形成については、短期的に結果が出るものではないが、長い取り組みの中から徐々に美しい景観が醸し出されてくる結果である。

担当の説明の中で、「景観は歴史を積み上げてきた結果である」「景観は、公共の財産である」との考えで保存と開発を調和させながら景観誘導を行ってきた。

良好な景観を形成するまちは、観光振興を主目的としたものなのではなく、市の価値自体を高める。結果として人が来訪する市となる。このことは、観光客の増のみならず愛着のまちになることによる定住人口の増にもつながってくる。

伊勢原市も観光施策を前面に打ち出して、その結果の芽が出始めているところである。観光客は非日常を体験したくて観光地を訪れる。平成 30 年に開通予定の伊勢原北インターチェンジから大山、日向へ通じる道、伊勢原駅から観光地へと延びる道、観光地へのつながる沿道の景観をいかに美しく伊勢原らしい景観に持っていくのかはこれからの課題である。

調和のある景観形成は、長い年月が必要であり、短期的に結果の出るものではないが、すぐに取り組むべきである。

・金沢市の美しい沿道景観の形成に関する条例について、昭和 43 年制定の伝統環境保存条例か

ら、長い期間をかけて伝統と文化を守っていくとの市民と行政の熱い思いがあり、既存の企業を始め、外部の業者が景観を守り、更に、市民の協力を受けて美しい景観が維持・管理されていることが分かった。

金沢市景観政策課の職員の話で、「これは、終わりが無い。ずっとやっていくこと」との言葉が印象的であった。伊勢原市のまちづくりの推進にも参考になり、活かして行きたいと思う。

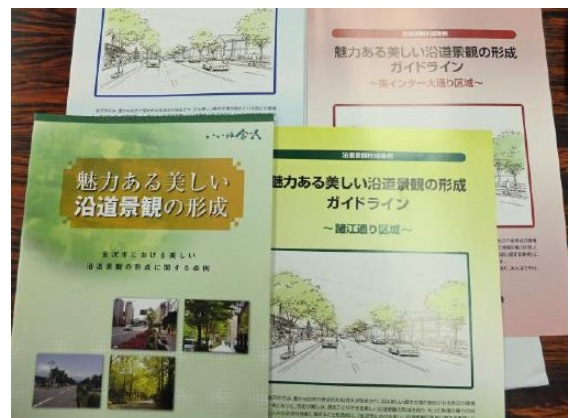
・景観は、市民全体の財産であります。また後世の人々の財産でもありますので、大切に守り、伝えていかなければなりません。

金沢市の取り組みは、街並みの成り立ちや歴史の遺産・文化を生かしている景観を大切に守り継承していこうとする姿がはっきりとみえます。

たとえば、金沢の起伏がもたらす斜面緑地の保全のための条例で、動植物の貴重な生息地として、またまちなみの背景として守り続けています。

また藩政時代からの金沢のまちを網の目のように流れている用水を保全し、貴重な財産として後代に継承していくことを目的に金沢市用水保全条例があります。

これらのことより伊勢原市においても、景観行政・景観施策の重要性を強く感じました。早めに景観行政・景観施策を確立しないと、時間の経過とともにその状況に変化がおき、取り返しの付かない状況になることも考えられます。この分野での議論を活性化したいと思います。



6 視察の概要 18日(水) 長野県飯山市

長野県飯山市は、人口23,545人、面積202.43 km²。千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、西に関田山脈、東に三国山脈がはしる南北に長い地形で、斑尾高原、鍋倉山、北竜湖など多くの自然資源に恵まれた土地である。

冬季は、関田山脈によって日本海暖流の湿った風が上昇して、積乱雲を形成し、日本海側からの湿った空気による降雪のため、日本でも有数の豪雪地帯となっている。

江戸時代から続く寺町文化・寺社景観と斑尾・戸狩などのスキー場、千曲川、北竜湖などの自然資源に合わせて、日本のふるさとにふさわしい豊かな風土と魅力をつくりだしている。

1) 視察内容議会の概要

①飯山市のすがた

人口23,545人 高齢化率35.5% 米は新潟よりうまい

アスパラガス、和紙

有数の豪雪地帯

地下水が豊富→水がおいしい→米、アスパラがおいしい

スキー産業、きのこ産業

②信州いいやま観光局 観光まちづくりに向けての取り組み

一般社団法人信州いいやま観光局

社) 飯山観光協会、飯山市振興公社と統合(平成19年4月)

長野県知事登録旅行業取得

普通会员30人で運営(すべて企業や団体)

職員 100人

組織体制 事務局長 総務課

経営企画課

飯山駅交流センター 観光案内所・パノラマテラス等

事業化 湯滝温泉・森の家・道の駅・人形館

(一部は「信越」自然郷飯山駅観光案内所)

☆信越：9市町村加盟

予算 黒字で運営(もうけすぎの部分あり)

③着地型旅行用品「飯山旅々」 50プラン

(豪雪地帯を逆手に取ったプラン作成)

旅行業免許を取得しているためプランを運営できる

④特産品の通信販売「飯山謹製堂」 スノーキャロット、ぶなの実

⑤日本版DMOについて

国が求める多様な関係者との連携

「いいやま観光局」の運営方法を当てはめただけ

役割は、日本版DMOを中心として観光地域づくりを進める

新たに取り組んだこと

飯山駅を核とした9つの周辺市町村との連携による「広域観光」

千年風土の豊穰の地 信越自然郷

観光プランを作成

21 エリア39 スキー場の共通券
半日バスツアー、お散歩バスツアー

◎信越9市町村広域観光連携

組織と予算 着地型観光を進めていく

新しい「価値」をつくりだす」

観光とは

地域の愛着、郷土愛、自然を生かす、おもてなしの心

2) 質疑内容

Q 従来型観光振興の課題は何だったのか。

A 観光業者や交通業者、行政、農家なりが、それぞれが頑張るのではなく、観光経営の視点にたって一体となるかじ取り役が必要であった。

Q 日本版 DMO を推進することになった経緯は。

A 信州いいやま観光局という DMO 型の組織があり、そこが中心となって広域観光を進めて行くためには、日本版 DMO が有効な手段として進めてきた。

Q 目標と進め方に対する合意形成が課題であるが、どのような課題があり、どのように解決したのか。

A 飯山市が広域観光を進めており市の方と一体となって周辺の合意が作られた。

Q 平成 22 年に旅行業登録とあり、旅行業には第一種から第三種、地域限定旅行業、旅行業代理業があり、第二種を取得したとあるが。

第二種には、国内の募集型企画旅行契約、国内外の受注型企画旅行契約、手配旅行契約、他者募集型企画旅行契約があるが、どこまで行っているのか。

運営の主体は、一般社団法人信州いいやま観光局であるのか。また、旅行の企画も行っているのか。

A 国内の募集型企画旅行契約を行っている。一般社団法人信州いいやま観光局である。独自で行っている。

Q 関係省庁で構成される日本版 DMO を核とする支援チームを通じて重点支援を実施する予定とあるが、どのような支援があったのか。また、今後の展開は。

A 地域連携 DMO 候補法人になる事により、地方創生加速化交付金が貰え、その交付金でまた事業が行える。国の方の支援チームは、本格化するのこれから。

Q 観光協会法人化の収支は。

A 平成 26 年度は赤字で計上、平成 27 年度は黒字で計上。

Q 観光による地域づくりに一番必要なものは何だと考えているのか。

A おもてなしの心と地域の資源を活かす工夫、それと故郷への誇りと愛情だと考えている。

Q 観光局の会員の方が元々いて、この取り組みで新たに加わった業種の方は、どのような業種か。また、元々の仕組みから新たな仕組みに変わった際に、一番の問題になった点は何か。

A 振興公社がありここでいうと事業化で、湯滝温泉、道の駅・花の駅千曲川を運営していた。もう一方に観光協会があり、この二つを合わせた。いろいろ課題はあったが結果的に今になると課題はなかった。お互いのいい面を共有し出来ないと思っていた事ができた。そして、観光局ができて日本版 DMO につながった。

Q 観光局について、組織体制で事務局長をはじめ 4 課あり、その下に温泉や森の家などがあるが、何人位のスタッフで行っているのか。また、会員の数。

A スタッフはアルバイト・パートも込みで、全部で 100 名。会員数は 30 で、一軒一軒の数ではなく組織として入っている。

Q 他の市町村からは DMO に人的出向はあるのか。飯山市が中心で行っているのか。

A 当初はそうした話があったが、実際には人を調達する事ができず、大きい所は人件費分を上乗せして費用を出す動きがある。雇用については飯山在住の人だけではなく、他の地域からも働きに来ていただいている。

Q 市町村によっては人気スポットを抱える観光地があると思うが、旅行メニューによって不公平感が出ると思うが、何を優先するのか。

A 9 市町村全体を網羅した代表的な旅行メニューは、まだ作ってはいない。そうしたものは存在しないと感じている。9 分の 2 であったり、9 分の 3 であったり、様々なバージョンがあり、何でもいいではないかと言う感覚で、どんどん作っていただき、作ったメニューは組織で売る。売れた時の%はいただく感じで、各市町村で関わりが少ないとか多いとかは今のところない。優先するものは、お客様の要望である。

Q 一人勝ちになってしまう観光地が出てくるのではないかと。

A 単体の時には、それなりに強弱はあったが、その上に共通項としての新しい資料を作る仕事なので、過去にあった多い少ないという議論はない。これからの検討は新しい方々に来てもらう。

Q 信州いいやま観光局が飯山市で、これを DMO に登録をしたという事か。

A 信州いいやま観光局は飯山市民を会員とした組織である。その組織の事務を、肩代わりする部門として事業所を作った。これが広域観光の推進母体でこれに対して DMO の認定となった。ここでは 9 市町村の組織の意志に基づいて仕事をしている。

Q 会計処理等は別にやっているのか。

A トータルにやっている。そこは明確にしている。

Q 会計報告等はいいやま観光局の総会で提出しているのか、それとも信越 9 市町村広域観光の方で提出しているのか。

A いいやま観光局の総会で提出している。9 市町村の方は事務を行っている。

Q 森の家や道の駅などは指定管理者で行っているのか。全て市の持ち物か。

A 信州いいやま観光局に指定管理を委ねているが、全て市の持ち物である。

3) 学ぶべき点・活かしていきたい視点

本市の場合、環境は整いつつありますが、どのような成果に結びつくのか見えない部分があります。

今回の飯山市の観光協会の独自性や広域連携による活動を進め、市内観光業に携わる皆さんが、目に見える形で成果を享受できる政策と市内活性化に結び付けて参ります。

4) 所感

・本市は神奈川県第四の国際観光都市に認定されて以来、多くの観光振興策を進め環境を整えつつあります。しかし、「業」として成立するには、時間と次の一手が必要と考えます。

今回の飯山市の日本版 DMO の取り組みでは、観光局事態が黒字化を達成しており、さらに 9

市町村による「信越自然郷」の取り組みでは、広域連携によるメリットを生かし地域全体の活性化をめざし着実な成果に結び付けています。

特に、信州いいやま観光局として観光免許を取得し、100人の職員によって市内公共施設の指定管理による運営や、50の観光プランを設定運営するなど積極的な事業を展開し、大きな黒字化を実現しています。この運営方法を近隣9市町村に波及し日本版DMOとして登録、更なる躍進を進めており、大きな成果を期待できるものと考えます。

当市の場合前段でふれましたが、環境は整いつつありますが、どのような成果に結びつくのかわからない部分があります。

今回の飯山市の事例を参考にし、市民や観光業に携わる皆さんが、目に見える形で成果を享受できる政策に結び付けて参ります。

- ・旅行スタイルが団体から個人へと変化し、ニーズも多様化している中、地域自らが価値を生み出し、自从来訪者を集める体制への変換が求められている。こうした中、「観光地経営」の視点に立って観光地域づくりを行う組織・機能として「DMO (Destination Marketing/Management Organization)」が注目されている。DMOは、マーケティングに基づく観光戦略の策定・推進や、地域内の幅広い関係者との合意形成など、観光事業のマネジメントを担う機能・組織で、海外の観光先進地域ではすでにDMOが地域の集客に重要な役割を果たしている。

従来の観光は、自治体、観光協会、旅行業者各自がばらばらとなっていて行ってきたが、これからは、観光地を経営する視点に立って、○多様な関係者の合意形成。○データ等の継続的な収集・分析・戦略の策定、○観光関連業、戦略の整合性に関する調整・仕組みづくりが求められる。

飯山市の取り組みは、ばらばらだった観光行政を統一して、まさに観光地経営の視点を持って観光施策を進めていること。さらに、自らが旅行業者の登録を取得して、積極的に旅行商品の企画・募集・運営をしていること。広域的な取り組みの中で、観光地として面的な魅力を発信して滞在時間を延ばしている取り組みは見習うべきことである。

そして、何より大切なことは、「ふるさとへの誇りと愛着」「地域の持っている資産を活かす」このことが大切である。

- ・今回の飯山市は、従前より広域で観光分野で連携をされ、昨年の北陸新幹線の開通により弾みがついた状況であります。日本版DMOの登録も、その従前からの広域連携の取り組みが活かされて達成したものであり、更なる推進を図る上でのチャレンジであると強く思いました。

伊勢原市におきましても、歴史・文化・自然を活用し、観光都市としてチャレンジしていくわけですが、近隣自治体との連携をさらに強化し共に活性化していく方策を考えなければならないと考えます。

新東名開通までに仕組みの整理をして全国各地から観光客のため、またインバウンド需要にもこたえられる観光地づくり、前日所管事項調査をさせていただいた景観行政・景観施策を進めていかなければなりません。

二日間の視察は、近い将来の伊勢原の姿、また今後進めていかなばならぬ伊勢原の方向にヒントを与えて頂いた気がします。

